

## 「予算編成に関する閣僚委員会」における合意事項

平成 21 年 11 月 17 日

1. 平成 22 年度の「予算編成の基本方針」並びにマニフェスト工程表の主要事項、三党連立政権合意書及びその他重要事項(既存経費の見直しを含む)については、「予算編成に関する閣僚委員会」で議論を行い、その取扱いを決定する。
2. 同閣僚委員会の下で、国家戦略室が、行政刷新会議の協力を得つつ、国債発行額の上限を含む「予算編成の基本方針」の原案を作成する。
3. マニフェストの主要事項等の取り扱いについては、同閣僚委員会の下で、国家戦略室が中心となって、論点を整理する。